

その他

昭和三十三年三月十一日 町会協議会 午前九時四十分開催

議長 川上氏が傍聴申込があったが

田代 協議会には原則として傍聴を要なし

瀬古 密秘会議であるので傍聴を要なし

西村 議会運営のこじゆえを控えることを要す

田村 原則として許可しないが当然である

言橋 遠慮してもいい

議長 多数が遠慮して頂きたい賛成であるを許可しない旨を告げる

一議長 副議長の辞表動議について

船木 一先般賛成したが一応失言取り消し瀬古氏の意志には賛成する

議長 副先般船木氏が甘んじ同意の言を頂いた 正副議長と相談し結果議員の任期中は

つとめて頂きたい、かりよう願いたい

私は決して辭職を望んでゐない。要は議場の新土はありたいのである。

田福
一、正副議長はかん
例として、議長
とせず、副議長
と議長と議長
としてやつて

田幾
最事長者として、侵襲、長をつとめる旨を告ぐる。

瀨古議員の動議と
あけるかどうか。

田福
福生は、発展途上にある。一筆交金は自治法上格例では出来ない。

黄井
瀨々議員の動議には同感であるが、議員の気持は刻々、私の勝手を意見と述べて、頃々い

栗の念あり。誰しも狂歌中は「」を愛する。それそれこそ、色々々意見が出る。正副浅長の一年刊

議事中心主義の行政である。ようすを、立法と行政との明別化である。

議会人の職務と責任であると思ふ
その裏にふかかなる裏があるやに思はれる

浅倉の尊げんと浅井の如
誦である。これにはまゝのや
うな像にみかせる。

右のよきことを
 浅方の新が
 出るのではなか
 り。これに
 頼古議員の意
 志には賛成であ
 る。

町幾
他
竟見は

西村
この動議は、議場の刷新にあるが、それには議員咸であるが、唯単に正副議長退任で、議長も刷新

されるのをえは、いすぎであると思ひ、
母井氏の三原則に準つて云ふされ
てゐるが、この動機によつて

田幾
瀨古漢
同
勅議
正

資中 他に糸新の方法があればよい。

村誌
この議は、^初前の議会にとりあげてあるもので、
今更ニれを修正とか、どうかとかは問題
では、^{ない}要は、^い議会
の
刷新である。

議長は、彼等の内部に精通してゐることもすると、議員の発言とを止するおは思へる

正副議長も亦々々も自分のやりがた^か判らぬものであるを互に注意してやればよい

正副議長も交省してゐるので、このうちよいと思はれよ

注^上 上ニれは虫素を、ニれは認められよ。

警新と云ふ。此と漢語にてや。云々と思ふ。

私は初めに「なり」は「るゝ、やもする」と理^り想^{きよう}は「りすゐる」と現實にそく沁^{しん}——ることゝなつて頂きたい。

一応任期は四年と定めてゐる。これは正式にはとりあつてゐない。中々せうな差支えはないと思はれる。

正式には、法的に頼友氏の動議はとりかゝることは出来ない。動議と議案の更新とは別である。

都令の一年制等は。

一 元 辭 表 を 提 出 するに
あつた。

瀬古氏に賛成する。

この動議はより上げることは法的には出来ない。そこで審議会でもつて審議する。

私は不信任と云ふ勸議を提出するのではない。
てつかいするもの。ヤーはさうかい。

もつゝ、
つゝ、
みんなと
はるる
が、
いへて
頂す

決してこれにこたはるものと云ふより、頼む浅員と云つてゐるをこれとてつかひいて差支えなからう。

正副議長の更迭が主眼ではある。法で出来ずなら出来ずでよいが他の方法で相談出来

たふが

二、瀨々氏の動議は、ていつする
と日を~~わ~~きまける。

勸議をしていゝのは懇談会とするのは又對である。それをするといふ又議長の問題が出る。

田正副議長 今村一生 縣令 やまもと 小寺 ありき。 今川 だより

村尾氏の言を聞きしより、
福生寺の発展は御意なり。
こののちに私が提議する動議もあつたとき

議決 の 即決 の 一 の 人 の 主 の 義 の 痛 の 主 の 義 の 痛

懇談会とこゝへて
協力会と結行
すゝる

早く、協議会とやらへ手紙を
かければ、協議会議員の
代表として、

理る者則に
の發震のこと
につては、
可いする。

は、五がキ
ちんのう
意見を出して
奥きたい。
ハムの
立ち方は
とて、語
一、サ
て、何
と、い

そ
う
い
ふ
新
と
す
る
の
よ
う
に

1. 議會中心主義における立法と行政の分化

2. 浅倉人の意見書 浅倉の公平に

力量

白己の個性としんねんをすすめる力

お金のせんげんと明瞭な化である。

浅倉の 明瞭

西村 私は秋夏成であるが、理する右側のいふ冬と秋とをくらべてみる。

浅倉もふくめざる秋成である。

芳井 おそらく浅倉も秋成である。

西村 白己と浅倉のちがいは、あるなら、かようなことだ。

トのうすうすに浅倉を中心主浅倉にやるのがよいと田心い

田心 理する右側のことを望むか。

芳井 これより理する右側もなつと出来ると田心い。

もし私の三三が、あつたりなら、おき見と、そのせぬ。

これに浅倉が秋成なり、秋成が芳井も秋成、これと思ふ。

西村 一応浅倉と新として、親睦談合をひいて頂きたい。

田心 どうですか。

芳井 秋成の成果とあつての、こんなことを、まあよい。

田心 秋成の終り、おき見と、浅倉と、よい。

田心 浅倉と。

西村 第三小学校の件。

三月八日、全秋終り、多摩の三つで、建設委員の調査、取りて

受済、よい。

田心 田心、よい。

田心、よい。

西村 教員住宅の件。

一先、秋成が、三三、度、き、か、や、さ、つ、を、秋成、取り、と。

三三、秋成、委員、会、と、開、き、中、は、秋成、の、内、へ、一、棟、建、て、る、こ、と、に、決、ま、り、な、い、ん、ん、入、

これ、よく、と、思、ふ、い。

而委員以通知之

十分休想上素

終
P.
午前
I
時
午後

品義會

車合戰終了後

一出席者 本会我出席者全員、
中学校長住宅の建設について

預謀長、三万の諸員をやるか大工は諸員をやると婦人、祝賀器で照合もあるのか。

業者之決意すべし

指名入札とすると三人でか

個人で指名参収の届出は予い

申請があったのは中根建設である

隨契ハ指名入札カ

議会の承認を得ては随契である。

所の女子がやると云うことと條件として教員委員会に委任する。

どちらにしてもよければから委員長文に承認したどうか

土地の業者に依頼することにして教育委員会に任せる。

お湯屋の仲について讀福寺のおでるからその仲につ

本日

記

朗

讀

一青田誠

青田市は

早速調査した所五万を恵付けと一五万の融資を町長議長より保証

し青田市信用組合より借入れた。委員会としては町の状態より一
二万の程度を町長議長が恵付けして借入れたどうか

一田村福

田村議員の退席を望む

一議長

田村議員の退席を望む (田村議員退席)

一委員

町長議長より借入れを申込んであることによりたうどうか

青田は恵付保証を議決した

青田市は恵付保証を望む

一議長

福生としては保証困難なので町長議長名として金融機関に対し借入れ
を要望した要望書を提出したらいよいよ保証できるところである

一田村福

要望書は進んでいくべきと思う

一委員

委員会の意向は話した要望書を提出して戴くのが結構だということであつ

た

一森田

要望書より進んでいく保証を反対する

一高橋三

法的に責任を付けなければいけないと思う

一西村

道義的責任を考へなければならぬ個人の信用を保証する意味を含めず
事業に対することとして文面にうたつて戴きたい

一町長

議長町長の外に他の者の参加を願う

一委員

各委員長が出席してほしい

一議長

議長町長各委員長が検討して書類を複製

水道

設置について

一町長

関係方より書類の説明する (厚生省衛生局長)

水道は公営として町長の認可伝信が一万人に対し三五名以上のことである

補助金制度の再々説明

一田村福

公庫補助はどうか

一町長

公庫は町が都から金を借りて指示してある

一委員

都に対して運動の必要もある。起債の振り文書の必要あり

一町長

補助の額ももう決定したと思う

一所 対象は人口30以上 50以下である。

一面村 半額地元負担とする。認可思う。

議決 中休水通断を今にあり協議として頂く。

午後七時終了

東京市西多摩郡福生町役場
議決 中休水通断を今にあり協議として頂く。
午後七時終了
一所 対象は人口30以上 50以下である。
一面村 半額地元負担とする。認可思う。

昭和	27	年	6	月	6	日	決裁	昭和	27	年	6	月	6	日	発行	浄	寫	校	合
昭和	27	年	6	月	6	日	決裁	昭和	27	年	6	月	6	日	発行	浄	寫	校	合
町長								課長											
助役								課長											
福								課長											
第								課長											
号								課長											
年								課長											
目								課長											
日								課長											
議員各氏								課長											

福生町議会協議会開催の件通知

本町議会協議会を来る五月九日午前九時より、当町役場会議室に於て開催致します。其の趣旨を以て、本町議会議員各氏に通知致します。

一 議 事 1. 戦没者追悼式につき

2. その他

東京市西多摩郡福生町役場

福生町議會議員名簿
(昭和二十七年五月九日定臨協會)